

必ず投票しましょう！ 群馬県議会議員選挙と 桐生市長・市議会議員選挙

県政・市政の方向を決める重要な選挙です。棄権しないで、必ず投票しましょう。

期日

▶群馬県議会議員選挙…4月9日（日）

▶桐生市長・市議会議員選挙…4月23日（日）

音声版の選挙公報を作成します

選挙管理委員会では、市長・市議会議員選挙の際、視覚に障がいのある人に対し、候補者や政見などを記載した選挙公報の音声版を、点字図書館の協力のもと作成します。

選挙公報の音声版を希望する人は、事前に電話で選挙管理委員会事務局（☎内線538・539）へお問い合わせください。



4月から市役所の組織が 一部変わります

新たな行政需要に対応し、効果的な行政運営や市民サービスのさらなる向上を図るため、4月1日付けで機構改革を実施し、市役所の組織の一部を次のとおり変更します。

▶移住・定住に関するワンストップ窓口の設置

共創企画部の「企画課」内に「移住定住推進室」を設置し、部局を横断した連携強化を図り、多角的な視点から対策の立案、総合調整などを力強く展開します。

▶空き家対策のさらなる推進

都市整備部の「定住促進室」を「空き家対策室」に、「定住促進係」を「空き家活用係」に改称し、空き家などの減少に向けた取り組みを推進します。

▶デジタル化のさらなる推進

総務部の「DX推進室」に「桐ペイ推進応援担当」を新設し、桐生市電子地域通貨「桐ペイ」の普及・定着を目指します。

問い合わせ＝総務課庶務担当（☎内線533）

境野町六丁目宅地の 販売価格を値下げしました



桐生市土地開発公社では、現在販売中の境野町六丁目の宅地の価格を見直し、さらに安くして販売します。この宅地は、境野幼稚園・小・中学校にとても近く、通園・通学に便利です。

きりゅう暮らし応援事業「住宅取得応援助成」（上限200万円）と、土地開発公社独自の支援制度（最大68万9,000円）が併用できます。詳しくは、7ページをご覧ください。

場所＝境野町六丁目1574 - 9

面積＝329.62平方メートル（約99.71坪）

販売価格＝679万円

対象＝次の全てに該当する人

- ①自身または三親等以内の親族が居住する住宅を、購入後3年以内に建築し、生活の本拠とする
 - ②指定する期日までに代金全額の支払いができる
- 土地開発公社独自の支援制度**

▶子育て支援＝中学生以下の子どもが居住する世帯に20万円を支給

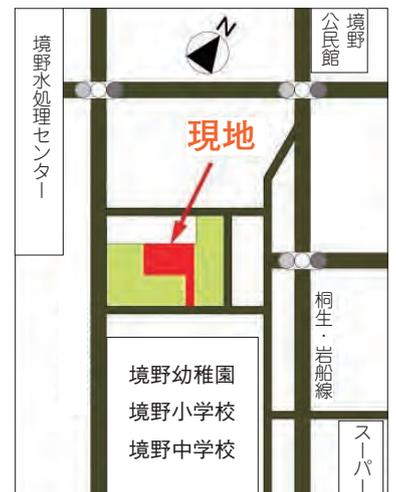
▶転入者支援＝桐生市への転入世帯に15万円を支給

▶建築奨励金＝販売価格の5パーセント相当（33万9,000円）を支給※条件あり

申し込み＝4月20日（木）から5月12日（金）まで

（土、日、祝日を除く）に、申込用紙に必要事項を記載し、直接桐生市土地開発公社（市役所5階、都市計画課内）へ。申込用紙と案内書は、同公社と市ホームページにあります。

問い合わせ＝桐生市土地開発公社（☎内線785）



市営住宅「梅田ハイツ」 入居要件を見直しました

「中堅所得層向けの特定公共賃貸住宅」として供給してきた「梅田ハイツ」について、空き室の一部を用途変更し、4月から低所得層の人も入居できるように見直しました。

▶低所得層向け住戸の入居者募集
家賃＝下表のとおり

市営住宅「梅田ハイツ」の入居要件見直し（概要）

管理方法	世帯区分	世帯収入月額		参考家賃（月額）
		見直し前	見直し後	
従前	特定公共賃貸住宅 （中堅所得層向け）	一般	158,001円以上 487,000円以下	変更なし 1 D K…29,500円 2 D K…43,200円 3 L D K…52,300円
追加	用途変更住戸 （低所得層向け）	一般	158,000円以下 214,000円以下	1 D K…12,100円～18,000円 2 D K…17,400円～25,900円 3 L D K…24,100円～37,900円 （世帯収入に応じて決定します）
		※ 裁量階層		

※裁量階層世帯＝高齢者世帯、障がい者世帯、中学校卒業までの子どもがいる世帯

入居資格＝市営住宅入居申込者の資格と同じ。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

申し込み＝4月3日（月）午前8時30分から、申込書を直接、群馬県住宅供給公社桐生支所（市役所4階）へ。申込用紙は同公社にあります。※申し込み順に入居可能な住戸を紹介します。

問い合わせ＝群馬県住宅供給公社桐生支所（☎内線625）

子どもの環境美化の取り組みに 桐ペイポイントを交付します

環境美化推進活動（美化活動）に取り組んだ子どもにも、桐ペイポイントを交付します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

美化活動の内容＝市内の公共用地や公共施設のごみ拾い、除草、清掃など（1時間以上）

交付対象＝市内に居住する子ども（小学校3年生から中学校3年生まで）が5人以上と代表者（18歳以上）で構成される団体※代表者は交付対象外です。

交付ポイント＝子ども1人あたり500ポイント（先着1,000人）

ポイント有効期限＝令和6年2月29日（木）

交付方法＝活動後、代表者に子どもの人数分のポイントを付与したカード1枚を交付します。

申請受付期間＝5月1日（月）～12月1日（金）

申請方法＝美化活動を実施する30日前までに、ぐんま電子申請受付システムから電子申請をしてください。書面申請の場合は、申請用紙に必要事項を記入し、直接環境課（市役所2階）へ。

▶申請に関する注意点

- ①ほかの報奨制度とは併用できません。
- ②同一年度内に子ども、代表者ともに1回まで。
- ③学校における正課内での活動は対象外です。

問い合わせ＝環境課環境保全担当（☎内線320）

いつでもできます！ 桐ペイの現金チャージ

チャージした金額の1パーセントが上乘せポイントとして付与されます。なお、5月8日（月）から30パーセントプレミアムポイントキャンペーンが始まる予定です。

開始日＝4月10日（月）

用意するもの＝スマホアプリ「chiica」または専用カード（紫色のカード）

チャージ場所（受付時間）

- ①セブン銀行ATM（終日※初日のみ午前7時～）
- ②市役所、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館（土、日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分）
- ③桐生信用金庫本店営業部、本町・新桐生・相生支店（土、日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後3時）

チャージ上限額＝1か月2万円

利用店舗＝加盟店全店

ポイント有効期限＝チャージ額分…チャージした日から2年間／上乘せポイント分…令和6年3月31日（日）

問い合わせ＝DX推進室桐ペイ推進応援担当（☎内線791）

桐生市地域おこし協力隊 新隊員を紹介します

桐生市の地域振興・魅力発信で活躍していただくため、山田莉子さん、松谷優希さん、箱川達也さんの3人を新たに「地域おこし協力隊員」として委嘱しました。

山田隊員と松谷隊員は「一般社団法人桐生市観光物産協会」に所属し、イベントの実施と物産品のプロデュースなどのほか、地域とのつながりを創出しながら、自身の経験や知識を生かした桐生の活性化・にぎわい創出に資する活動を行います。

箱川隊員は、「きりゅう市民活動推進ネットワーク」に所属し、新里町の地域振興・魅力発信を中心とした活動により、地域活性化を図ります。

問い合わせ＝観光交流課観光振興担当（「シルクル桐生」内、☎32 - 4555）、新里支所地域振興整備課産業振興係（☎74 - 2217）

▶地域おこし協力隊とは

人口減少や高齢化などに悩む地方自治体が、都市部に住む地域外の人材を受け入れ、地域活性化のため、活動してもらう制度です。任期は最長3年間です。



◀山田莉子隊員

東京都から移住。都内でソーイングアドバイザーとして、ハンドメイドイベントや展示会への出展、学校などでの講義、販促品の企画などに従事。

▶松谷優希隊員

宮城県から移住。美術大学で日本画を専攻後、舞台道具の制作会社に勤務し、伝統芸能の分野で数多くの舞台美術制作を経験。



◀箱川達也隊員

神奈川県から移住。フリーランスでデザイナーとして活動。海外への移住・飲食店経営を経験。

おりひめバス梅田線を改正します

5月1日（月）から、おりひめバス梅田線について改正を行います。主な変更点については下表のとおりです。

なお、ほかの便についても、発着時刻の変更があります。詳しくは市ホームページまたはバス車内や時刻表配布場所にあるちらしをご覧ください。

問い合わせ＝交通ビジョン推進室交通ビジョン推進担当（☎内線387）、桐生朝日自動車株式会社（☎54 - 2420）

対象	改正前	改正後
下り1便	【6：30発】 桐生駅北口 → 梅田ふるさとセンター前	【6：40発】 桐生駅北口 → 二渡神社前 ※路線短縮
上り1便	【7：15発】 梅田ふるさとセンター前 → 桐生駅北口	【7：15発】 二渡神社前 → 桐生駅北口 ※路線短縮と経由地追加（小松橋、上菱団地）
下り4便	【9：00発】 桐生駅北口 → 二渡神社前	【8：52発】 桐生駅北口 → 梅田ふるさとセンター前 ※路線延伸
上り4便	【9：40発】 二渡神社前 → 桐生駅北口	【9：37発】 梅田ふるさとセンター前 → 桐生駅北口 ※路線延伸
下り10便	【14：35発】 桐生駅北口 → 二渡神社前	【14：35発】 桐生駅北口 → 梅田ふるさとセンター前 ※路線延伸
上り10便	【15：15発】 二渡神社前 → 桐生駅北口	【15：20発】 梅田ふるさとセンター前 → 桐生駅北口 ※路線延伸
上り15便	【20：45発】 二渡神社前 → 桐生駅北口	※廃止

防犯機能付き電話機などの 購入費用を一部補助します

特殊詐欺や悪質な電話勧誘などの被害を防ぐため、防犯機能の付いた電話機や録音機の購入費用の一部を補助します。



対象者をさらに広げました

令和5年4月から、週5日以上、日中（午前9時～午後3時）65歳以上の人のみ在宅になる日がある人も対象になりました。

対象者＝次の全てを満たす人

- ・桐生市の住民基本台帳に記載があり居住している
- ・世帯全員が65歳以上または、日中65歳以上の人のみで在宅となる日が週5日以上ある
- ・市税などを滞納していない

対象機器＝次の全てを満たす機器

- ・市内の店舗で購入した新品
- ・着信時に「通話が録音されます」などの警告が流れる
- ・通話内容が録音できる
- ・市内の住居に設置する

補助額＝購入費用の2分の1で上限5,000円

申請に必要なもの

- ・電話機などの領収書（商品名、購入金額、購入日、販売店名が書かれているもの）
- ・購入した電話機などの機能がわかるパンフレットまたは説明書
- ・申請者名義の預貯金通帳

申し込み＝対象機器を購入する前に、電話で地域づくり課（☎内線465）へ予約してください。対象機器購入後、申請書類を直接地域づくり課（市役所2階）または、新里・黒保根支所市民生活課へ。申請用紙は地域づくり課、新里・黒保根支所市民生活課、市ホームページにあります。

問い合わせ＝地域づくり課生活安全担当（☎内線465）

地域包括支援センターへ ご相談ください

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるように、本人や家族からの福祉、介護、保健、医療などの相談に総合的に応じています。また、介護サービスの利用などに関する情報提供や申請手続きの支援なども行っており、必要に応じて居宅訪問を行います。

相談を希望する人は、お住まいの地区を担当する各地域包括支援センターにお問い合わせください。
問い合わせ＝各地域包括支援センターまたは健康長寿課長寿支援係（☎内線557）

地域包括支援センター一覧

名称	場所・電話番号	担当地区
山育会	東久方町二丁目 (子供広場隣) ☎46 - 6066	1区(本町一～三丁目、横山町)、2区(本町四～六丁目)、9区(永楽町、小曾根町、宮本町)、10区(東久方町、西久方町、天神町、平井町)、14区(梅田町)
社協	新宿三丁目 (総合福祉センター内) ☎46 - 4411	3区(稲荷町、錦町、織姫町、美原町、清瀬町)、4区(新宿、三吉町、小梅町、琴平町)、5区(浜松町)、8区(末広町、宮前町、堤町、巴町、元宿町)

名称	場所・電話番号	担当地区
菱風園	菱町一丁目 (特養菱風園内) ☎32 - 3321	6区(仲町、川岸町、泉町、東町、高砂町、旭町)、7区(東)、17区(菱町)
ユートピア 広沢	広沢町六丁目 (特養ユートピア広沢内) ☎53 - 1114	11区(境野町)、13区(広沢町四～七丁目、広沢町間ノ島)
思いやり	川内町一丁目 (特養思いやり内) ☎32 - 5889	16区(川内町)
思いやり 黒保根	黒保根町水沼 (黒保根町保健センター内) ☎46 - 8847	22区(黒保根町)
にいさと	新里町新川 (老健さくら苑内) ☎74 - 3032	19区・20区・21区(新里町)
のぞみの苑	相生町五丁目 (特養のぞみの苑内) ☎54 - 9537	15区(相生町一丁目一部、相生町二丁目一部、相生町三～五丁目)
神明	広沢町二丁目 (神明幼稚園跡) ☎32 - 3162	12区(広沢町一～三丁目、桜木町一部)、18区(相生町一丁目一部、相生町二丁目一部、桜木町一部)

福祉助成制度をご利用ください

詳しくは各担当課にお問い合わせください。
 問い合わせ＝福祉課障害福祉係（☎内線259）

	対象	内容
福祉タクシー券	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級を持つ在宅の人	初乗り料金が無料になる福祉タクシー券を交付
重度身体障害者移動支援	身体障害者手帳1・2級を持ち、一般の交通手段の利用が困難な在宅重度障がい者など	リフトやスロープ付き乗用車などを運行して移動を支援
じん臓機能障害者等通院交通費補助	じん臓機能障害の身体障害者手帳を持ち、透析を受けている非課税の人など	通院交通費を補助
福祉車両の貸し出し	車いすを使用する身体障がい者など	助手席回転シート付車両を貸し出し
在宅重度障害者（児）紙おむつ等サービス利用券	3歳以上65歳未満で在宅の重度障がい者、同居の家族	紙おむつと交換できる助成券を交付
在宅重度身体障害者等訪問入浴サービス	肢体不自由の身体障害者手帳1・2級で入浴に全介助が必要な在宅の人	入浴車で訪問し入浴を介助
要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援	在宅で医療的ケアの必要な重症心身障がい児（者）の家族	訪問看護にかかった経費を補助（年間6回まで）

問い合わせ＝健康長寿課長寿支援係（☎内線556）

	対象	内容
ひとり暮らし高齢者無料入浴券	65歳以上のひとり暮らしの人	市内の公衆浴場などで使える無料入浴券を交付
鍼灸・マッサージサービス受療券	70歳以上の人	市内の施術所で使える助成券を交付
住宅改造補修費補助	60歳以上の人のみの非課税世帯	住宅バリアフリー改修工事費の一部を補助
緊急通報装置貸与事業	65歳以上の要支援・要介護認定者のみの世帯など	簡単な操作で消防本部への緊急通報を行える装置を無料で貸し出し
「食」の自立支援事業	65歳以上の人のみの世帯または身体障がい者で、調理が困難な人	週2回の昼食配達と安否確認
在宅ねたきり高齢者調髪利用券	6か月以上ねたきりの65歳以上の人	訪問理・美容を無料で受けられる利用券を交付
在宅ねたきり高齢者紙おむつ利用券	65歳以上の要介護4・5の人を、6か月以上在宅で介護している家族	紙おむつと交換できる利用券を交付
徘徊高齢者探索システム費用助成	認知症による徘徊行動のおそれがある65歳以上の人を介護する家族	探索システムの利用に係る登録費用などを助成
高齢者見守りシステム利用支援事業	令和5年度から開始します。詳しくは、16ページをご覧ください。	

問い合わせ＝医療保険課医療助成係（☎内線257）

	対象	内容
福祉医療費助成制度	重度障がい者など	医療費を認定により助成

身体障害者等奨学助成金

自身か両親に一定以上の障がいがある場合、奨学助成金を受給できます。審査会を経て、申請者の口座へ年2回に分けて振り込みます。

対象＝次の全てに該当する人

- ①自身が身体障害者手帳1級から4級のいずれかを持っている、または両親のいずれかが身体障害者手帳1級もしくは2級を持っている
- ②市内に住所を有している
- ③高校、高等専門学校（高専）、大学、専修学校、各種学校、特別支援学校高等部に在学している

申し込み＝5月31日（水）までに、在学証明書（発行日が4月1日以降のもの）、身体障害者手帳、通帳を持参のうえ、申請書を直接福祉課（市役所1階）へ。申請用紙は、同課にあります。

問い合わせ＝福祉課障害福祉係（☎内線266）

学校	給付金額（年額）	
	本人が障がい者	親が障がい者
高校、高専、専修学校、各種学校	60,000円	30,000円
大学（短大を含む）	80,000円	40,000円
特別支援学校高等部	40,000円	20,000円

人間ドックの費用を助成します

国民健康保険（国保）と後期高齢者医療制度の人間ドック費用助成の申し込みを、4月17日（月）から受け付けます。なお、わたらせ健康診査およびプレわたらせ健康診査はこの人間ドックと同じ検査内容を含むため、両方を受けることはできません。

対象＝国保税の完納世帯の被保険者、または後期高齢者医療保険料の完納者

助成金額＝日帰りドック…2万2,000円、日帰り脳ドック…3万円※超えた分は自己負担

受付期間＝4月17日（月）～12月28日（木）

申し込み＝下表のとおり

申し込み方法	必要書類など
直接	申請書、被保険者証、「令和5年度わたらせ健康診査受診券」がある場合は受診券を持参し、各受付場所へ ▶受付場所 ①4月17日（月）～5月31日（水）…健康長寿課（市役所1階）、新里・黒保根保健センター、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館 ②6月1日（木）～12月28日（木）…健康長寿課、新里・黒保根保健センター
Eメール	申請書、被保険者証の写しを添付して、健康長寿課成人保健係（kenkochoju2@city.kiryu.lg.jp）へ
郵送	申請書、被保険者証の写しを12月28日（木）まで（必着）に、健康長寿課成人保健係（〒376 - 8501 桐生市役所）へ
ファクシミリ	申請書、被保険者証の写しを健康長寿課成人保健係（ファクシミリ45 - 2940）へ

▶助成決定後の保険医療機関への申し込み

決定通知書を郵送しますので、同封の登録保険医療機関一覧表を確認し、4月24日（月）から希望する登録保険医療機関へ直接申し込んでください。

受診期間＝5月1日（月）～令和6年1月31日（水）

▶桐生厚生総合病院の申し込みの初日

期日・時間＝4月22日（土）午前8時～午後1時

問い合わせ＝健康長寿課成人保健係（☎内線276）

若年がん患者の在宅療養費を助成します

若年がん患者在宅療養支援事業

だいすきなうちで
あなたらしく



39歳以下のがん患者が、在宅生活を送る際の身体介護などにかかる費用を助成します。

患者や家族の負担を軽減し、療養者が住み慣れた自宅などで自分らしく過ごせるよう支援します。

対象＝次の全てを満たす人

- ①39歳以下で、がんで療養している
- ②一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと医師に判断されている

助成方法＝サービス利用料の1割が利用者負担となり、市が残額をサービス提供事業者へ支払います。※申請時にほかの公的支援制度を受給している場合は利用できません。

申請方法＝希望する人は、事前に直接または電話で、健康長寿課成人保健係（市役所1階、☎内線267）へご相談ください。

問い合わせ＝健康長寿課成人保健係（☎内線267）

助成対象サービス	利用上限額
訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与	月額8万円
福祉用具購入	月額5万円
介護支援専門員による事業所の紹介・調整などにかかる費用	月額1万円

HPV感染症予防接種（任意）の対象を男子にも拡大します

ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染を防ぐHPVワクチンは、その感染が主な原因とされている女子の子宮頸がんだけでなく、男子の中咽頭がんや肛門がんなどの予防につながります。また、男女

間でのHPVの行き来を防ぐことから、接種の対象を男子にも拡大します。

対象者で接種を希望する人は、予診票を発行しますので、母子健康手帳を持参し、子育て相談課（保健福祉会館1階）までお越しください。

対象＝小学校6年生～高校1年生相当の男子

問い合わせ＝子育て相談課母子保健係（☎43 - 2003）